

令和6年7月31日

保護者の皆さまへ

斑鳩町教育委員会事務局生涯学習課

学童保育における熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合の対応について

平素は、学童保育室の運営並びに町教育行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月から、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備えた熱中症予防に関する情報発信として、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表されることとなりました。

つきましては、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合の学童保育の対応については、下記のとおりといたしますので、保護者の皆さまにはご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

＜熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の対応について＞

（１）小学校の課業日の場合

- ・ 小学校の課業日の前日に、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、学校の判断に準じることとします。

※ 学校が臨時休業となった場合には、学童保育も休室します。

（２）小学校の長期休業日、土曜日の場合

- ・ 小学校の長期休業日、土曜日の前日に、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、翌日の学童保育は通常どおりの利用時間で開室します。なお、学童保育を利用される場合は、学童保育の行き帰りにおける熱中症事故防止のため、保護者による送迎をお願いします。

学童保育では、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されるなど、熱中症の危険性が高い場合は、暑さ指数（WBGT）を計測し、外遊びを控えて活動しています。